○　本省対策本部は、都道府県知事からの具体的な要請があった応急用食料について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについては当該物資の所管部局を通じて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行うものとする。

○　本省対策本部は、関係業者又はその団体等からの応急用食料の無償提供の申出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、関係都道府県に連絡するとともに、当該都道府県と協議の上、輸送手段のあっせん等供給体制の確保を図るものとする。

⑵　応急仮設住宅の建設に必要な資材の確保

応急仮設住宅等の建設に必要な資材が不足し、都道府県知事から資材の調達について支援を求められたときは、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うものとする。

⑶　緊急物資の運送の確保

○　本省対策本部は、避難住民等の救援に必要な物資、資材等の運送の確保のため、政府対策本部、関係都道府県、関係行政機関、関係業者又はその団体等と必要な調整を行うものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、必要に応じて、避難住民等の救援に必要な物資、資材等の緊急物資の運送のために、国民保護法第79条第１項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関に対し、緊急物資の運送を求めるものとする。

⑷　海外からの支援の受入れ

○　本省対策本部は、政府対策本部により海外からの支援の受入計画が示された場合には、当該計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れ、適切に配分するものとする。

○　消費・安全局及び植物防疫所は、海外からの支援物資としての植物の受入れについては、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう検疫に関する取扱いについて特段の配慮をするものとする。

○　消費・安全局及び動物検疫所は、海外からの支援物資等のうち畜産物及び災害救助犬の受入れについては、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう検疫に関する取扱いについて特段の配慮をするものとする。

3　武力攻撃災害への対処に関する措置

農林水産省は、武力攻撃事態等に対処するため、関係行政機関、地方公共団体及び所管する指定公共機関と相互に連携協力し、必要に応じて、以下の措置を講ずるものとする。

⑴　生活関連等施設の安全確保

①　毒薬及び劇薬の取扱所

ア　武力攻撃事態等における措置

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事が毒薬等の取扱所の管理者に対して行う安全の確保のための要請を待ついとまがないときは、国民保護法第102条第２項の規定に基づき、速やかに関係機関の意見を聴いて、毒薬等の取扱所の管理者に対し、あらかじめ定めた安全確保の留意点に係る措置を講ずるよう要請を行うとともに、当該毒薬等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該要請を行った旨を通知するものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第２項の規定に基づき、必要に応じ、毒薬等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の警備の強化を求めるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、必要に応じ、毒薬等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命ずるものとする。その際、当該措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、毒薬等の取扱所の管理者に対し、毒薬等の管理の状況について報告を求めるものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、取扱所の管理者からの報告を待たずに必要な措置を命ずるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所の管理者に対し、取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命じた場合には、当該措置の実施後速やかに、措置の実施状況について農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官に報告を行うよう求めるとともに、当該毒薬等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該措置を命じた旨及びその実施状況を通知するものとする。

イ　武力攻撃災害発生時における措置

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、毒薬等の取扱所の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、被害状況の報告を行うよう求めるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所の管理者からの被害状況の報告を踏まえ、必要に応じて、当該管理者に対する指導、助言を行うとともに、地方農政局等と連絡を取りつつ、都道府県警察、消防機関等に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

②　生物剤及び毒素の取扱所

ア　武力攻撃事態等における措置

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事が生物剤等の取扱所の管理者に対して行う安全の確保のための要請を待ついとまがないときは、国民保護法第102条第２項の規定に基づき、速やかに関係機関の意見を聴いて、生物剤等の取扱所の管理者に対し、あらかじめ定めた安全確保の留意点に係る措置を講ずるよう要請を行うとともに、当該生物剤等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該要請を行った旨を通知するものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第２項の規定に基づき、必要に応じ、生物剤等の取扱所の管理者に対し、当該生物剤等の取扱所の警備の強化を求めるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、必要に応じ、生物剤等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命ずるものとする。その際、当該措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、生物剤等の取扱所の管理者に対し、生物剤等の管理の状況について報告を求めるものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、取扱所の管理者からの報告を待たずに必要な措置を命ずるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所の管理者に対し、取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命じた場合には、当該措置の実施後速やかに、措置の実施状況について農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官に報告を行うよう求めるとともに、当該生物剤等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該措置を命じた旨及びその実施状況を通知するものとする。

イ　武力攻撃災害発生時における措置

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、当該生物剤等の取扱所の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、被害状況の報告を行うよう求めるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所の管理者からの被害状況の報告を踏まえ、必要に応じて、当該管理者に対する指導、助言を行うとともに地方農政局等と連絡を取りつつ、都道府県警察、消防機関等に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。